

## 自筆証書遺言書保管制度の手続きの詳細と利用上の注意点(1)

### ～遺産分割の意思を明確にするための制度利用～

神戸市職員信用組合「生活設計相談」相談員  
(一社)FP 税務・社会保険制度研究会 | 級 FP 技能士 小澤昭彦

自分の財産を誰にどのように残したいか、自分の意思を伝えるための遺言。遺言書は、本人が自筆で作成して自宅に保管することもできますが、その場合、紛失や盗難、偽造や改ざんのおそれがあったり、せっかく書いても発見されなかったりすることがあります。そこで、大切な遺言書を守るため、令和2(2020)年7月10日から、法務局で保管する制度が導入されました。

民法改正の目玉として創設された制度ですが、一般的にはそれほど周知されていません。制度そのものをご存じの方も、実際の手続き方法や、その仕組みの詳細までご存じの方は、あまりいらっしゃらないと思われます。

筆者の個別相談で相談者が心配されている事柄として、相続税問題と並行して「子供や相続人にどういった形で自身の財産を残せば良いのか？」また「自分が生存中は、資産は手元に置いておきたい。」といった悩みを抱えている方が、多くいらっしゃいます。

従来「遺言書」は、ドラマや映画で取り上げられるような、資産家が顧問弁護士を遺言執行人に指定し、自分が亡くなった後の遺産分けを確実に実行するといった場面で、一般の方にはあまり縁のないイメージでしたが、この制度の創設で一般の方にも「より身近」になりました。

従来の「公正証書遺言」や「自筆証書遺言」に比較して、安価(一般的に公正証書遺言で証人の準備や公証人の費用で10万円程度はかかっていました。)で、保管の安全性と公信力を備えた(一般の自筆証書遺言では、公信力を確定するためには家庭裁判所の検認が必要でした)制度ではありますが、利用するにあたっては、その手続きの詳細な手順と、注意点を十分に理解しておく必要があります。

#### 《この保管制度を利用するメリット》

##### ①紛失や盗難、偽造や改ざんを防げる

法務局(遺言書保管所)で、遺言書の原本と、その画像データが保管されるため、紛失や盗難のおそれはありません。また、遺言者の生存中は、本人以外が遺言書を閲覧できないため偽造や改ざんのおそれはありません。それにより、遺言者の生前の意思をかなえられます。

## ②遺言書を画像データで閲覧できる

遺言書の原本を保存する際、スキャナーで読み込んだ画像データも一緒に保管されるので、保管手続をした遺言書保管所以外でも、全国の遺言書保管所でモニターを使って閲覧ができます。

## ③検認手続が不要になる

これまでは、遺言者が亡くなった後、自筆証書遺言書（公正証書遺言書を除く。）を開封する際には、偽造や改ざんを防ぐため、家庭裁判所で検認を受ける必要がありました。この検認を受けなければ、当該遺言書に基づく不動産の名義変更や預貯金の払い戻しができません。自筆証書遺言書保管制度を利用すれば、検認が不要となり、相続人等が速やかに遺言書の内容を実行できます。

### 《制度の注意点》

①遺言書保管所では、遺言書の全文、日付、氏名の自書、押印の有無などの様式を確認しますが、書かれている内容が有効かどうかの確認は行いませんのでご注意ください。

②遺言書保管所では、遺言書の内容や書き方についての質問や相談に応じられません。

遺言書の形式面での注意事項や記載例については、法務省ホームページを参考にしてください。

### 《事前予約》

遺言書保管所で行う手続は、事前予約制です。スムーズに手続をするために、必ず予約専用ウェブサイト、電話または窓口で来庁日時を予約する必要があります。

なお、自筆証書遺言書保管制度を利用できる遺言書保管所は、全国に312か所あります。

全国の遺言書保管所一覧別ウインドウで開きます

### 《事前予約の方法》

・ウェブサイトで予約

法務局手続案内予約サービスの専用ウェブサイト別ウインドウで開きます

【受付時間】365日・24時間いつでも予約可能

・電話または窓口で予約

法務局・地方法務局所在地一覧別ウインドウで開きます

【受付時間】平日 8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始を除く。）

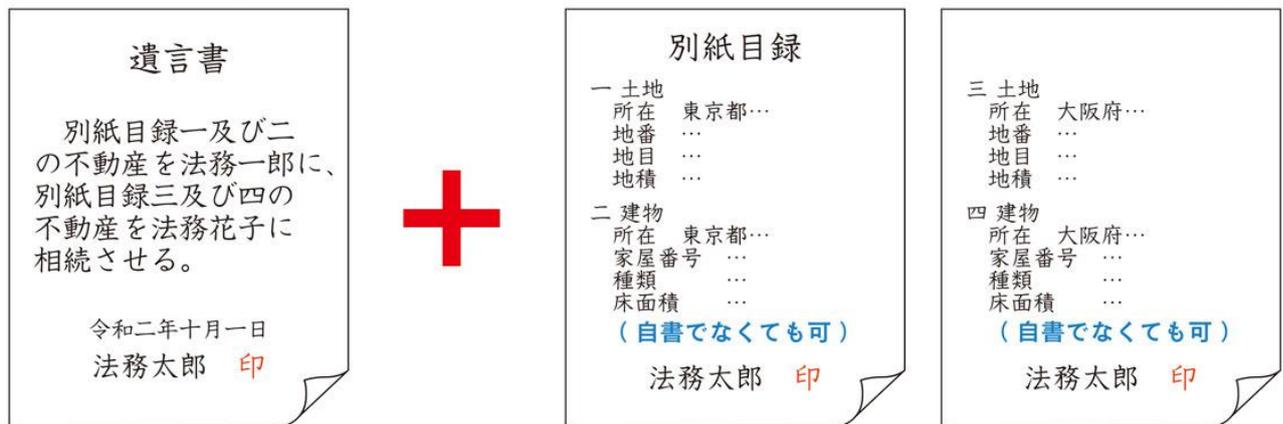
供出元：政府広報オンライン

## ●自筆証書遺言と保管制度の概要

### 自筆証書遺言書保管制度とは？

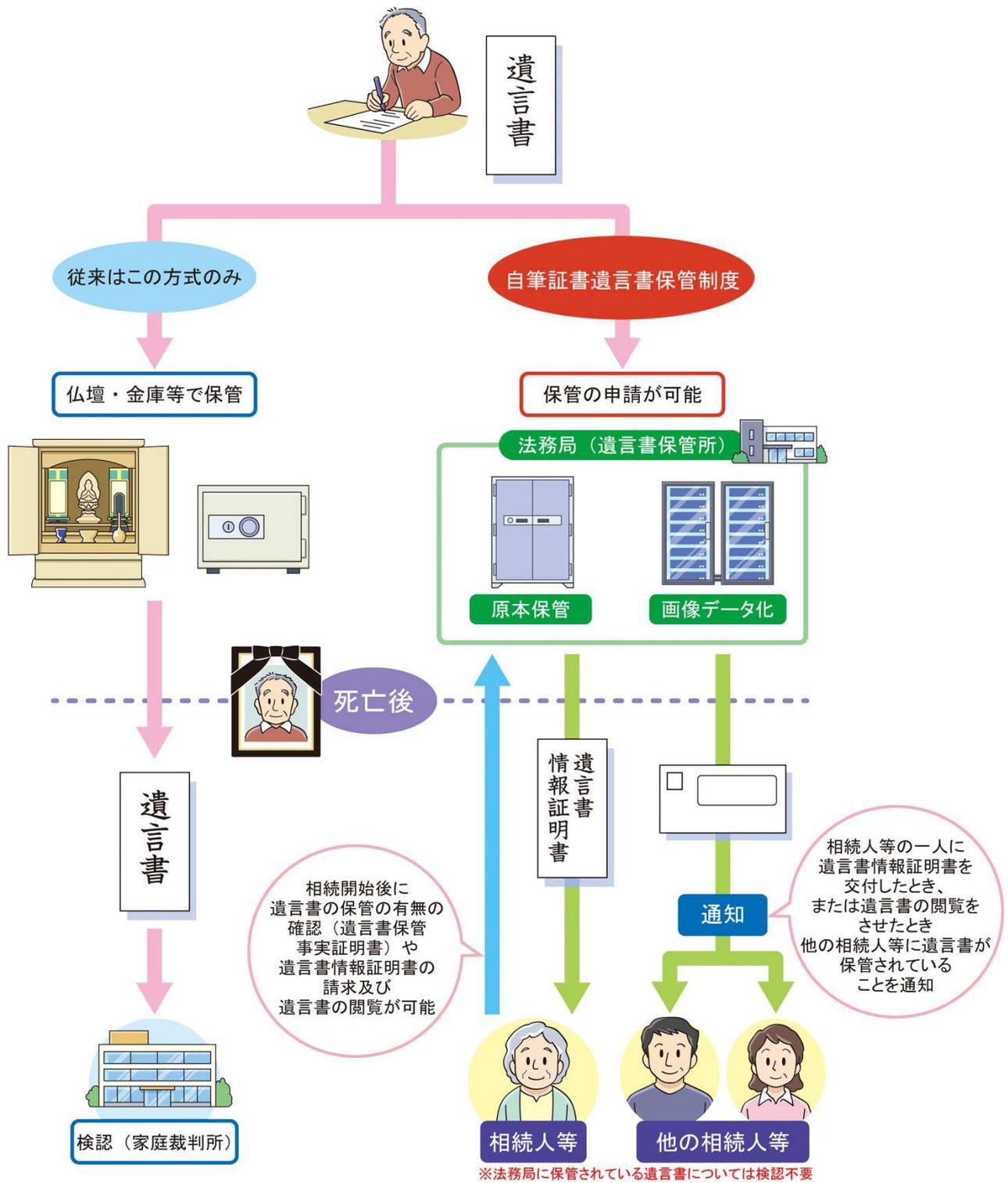
自筆証書遺言に係る遺言書（以下、この記事では「自筆証書遺言書」といいます）は、遺言者自らが手書きで作る遺言書です。紙とペン、印鑑があれば特別な費用もかからず1人で作成できます。遺言者が都合のよいときに書いて保管しておく、相続開始後、相続人等が発見し、遺言内容を実行します。

また、令和元（2019）年1月13日以降に作成した相続財産の目録については、パソコンで作成した目録や預金通帳のコピーなども認められることになりました。



- パソコンで目録を作成
- 通帳のコピー、登記事項証明書等を添付
- 遺言書は、全文・日付・氏名を自筆で書いて押印

ただし、自筆証書遺言書は自宅で保管されることが多いため、偽造されたり改ざんされたりする可能性があります。また、せっかく作成しても紛失したり、捨てられてしまったり、特定の相続人が遺言書をわざと隠したりする可能性もあります。実際にそうした事例が過去にもあり、相続人の間で争いが発生する原因になっています。そこで、こうした問題を解消するため、令和2（2020）年7月10日から始まったのが「自筆証書遺言書保管制度」です。この制度では、自筆証書遺言書と、その画像データを法務局（遺言書保管所）で保管してもらうことができます。遺言者が亡くなった後、相続人等は法務局に手続を行うことで亡くなった方の遺言の内容を閲覧等ができるようになります。



供出元：政府広報オンライン